

一 業務として住民票の写し、住民票記載事項証明（以下、「住民票等」）を必要とされる方へ 一
法改正に伴い住民票等の取得方法が変わりました。詳細については次のとおりです。 みよし市役所 市民課
○取得できる場合

- ・自己の業務として住民票等を必要とする場合
- ・本来、顧客自ら請求すべき住民票等を業務上のサービスとして代理で申請される場合

1. 自己の業務として住民票等を必要とする場合

【認められる理由】

自己の権利の行使	金銭の貸与を行い、債務不履行につき連絡を取ろうとしたが、把握している住所には既に住んでおらず、転出先の確認を行うため等
自己の義務の履行	顧客への保険の支払等、債務の履行義務があるが、行き先不明であるため住所の確認を行うため等
国又は地方公共団体の機関への提出	法令等により国又は地方公共団体への住民票等の提出が義務付けられている場合等

<申請に必要な書類>

- ・上記の【認められる理由】を確認できる書類
(契約書及び債務があることが確認できる資料等：法人名称の記載が必要です)
- ・申出をする法人名称及び所在地、代表者氏名、担当者の氏名及び住所を記載し、法人の代表者印や支店長印等を押印した申請書
- ・申出をする担当者の本人確認書類および法人の構成員であることが確認できる書類
本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカード、旅券等公的な顔写真付きのものは1点、保険証や年金手帳等は2点
- ・構成員であることが確認できる書類：社員証や保険証（社名記載のもの）在籍証明書等（在籍の法人名称と社印の押印があるもの）**※名刺は不可**
- ・契約した法人が申出をする法人に住民票の取得に関して委任をしている場合は、その旨が確認できる書類（業務委託契約書や委任状等）
- ・会社の合併等により契約した法人と申出をする法人の名称が違う場合はその旨が確認できる書類
(例:債権売買契約書、業務委託契約書、債権譲渡契約書、債権の管理回収業務委託に関する契約書等)

2. 本来、顧客自ら請求すべき住民票等を業務上のサービスとして代理で申請される場合

<申請に必要な書類>

- ・申出をする法人名称及び所在地、代表者氏名、担当者の氏名及び住所を記載した申請書
- ・住民票の取得に関する委任状
やむを得ず委任状の準備ができない場合で、車の新規登録、抹消登録、変更登録、移転登録等で必要な場合には、その旨が確認できる契約書（社名記載のもの）
※顧客への住民票取得の説明がしてあること。顧客の方へ連絡を取る場合があります。
- ・申出をする担当者の本人確認書類および法人の構成員であることが確認できる書類
本人確認書類：運転免許証、旅券等公的な顔写真付きのものは1点、保険証や年金手帳等は2点
- ・構成員であることが確認できる書類：社員証や保険証（社名記載のもの）在籍証明書等（在籍の法人名称と社印の押印があるもの）**※名刺は不可**
注意：上記に記載した書類等に不備や不足がある場合には、申請を受けかねることがあります。
代表社員、支店長印等が必要な場合に当たる時は、申請書を予めお持ち帰りいただくか、ホームページからダウンロードしご準備いただくことをお勧めします。

申請書：<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/shimin/documents/syoumeisyokouhusinseisyo250827.pdf>